

外部給電・神戸モデル対応化電気工事費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、災害停電時における電動自動車の外部給電（以下「外部給電・神戸モデル」という）を普及させることによって、停電時においても地域の共助活動を滞りなく実施し防災機能を高めるとともに、電動自動車の持つ多様な利点の周知を図り電動自動車を普及させて、自動車から排出される環境汚染物質並びに二酸化炭素の削減を推進することを目的とする、市が行う神戸市電動自動車による外部給電・神戸モデル普及促進補助金（以下「補助金」という）について、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号）の定めによるほか、当該補助金の交付等について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「電動自動車」とは、電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車又はハイブリッド自動車等で外部への給電が可能な自動車をいう。
- (2) 「外部給電・神戸モデル」とは、災害停電時において電動自動車、蓄電装置もしくは可搬式エンジン発電機による給電活動を効果的に行うことを目的として、あらかじめ、商用電源と外部給電を切り替える手動切替装置や外部給電取込口を設置する電気工事を行い、天井照明や壁コンセントなどの既設の電気回路に電動自動車の外部給電装置から直接電気を供給するシステムをいう。

(補助金交付の対象)

第3条 補助金交付の対象は、次のとおりとする。

(1) 補助対象施設

次の要件を全て満たす既存施設とする（神戸市内に限る）

- ① 自治活動や地域活動として福祉、防犯、防災、住民交流などの集会や行事などの活動拠点として日常的に使用している施設で、停電時を含めた災害時においてもこれらの活動基盤を生かした共助活動の拠点となる施設であること
- ② 外部給電・神戸モデル普及のため、情報発信や外部給電訓練に積極的に協力できる施設であること
- ③ 自治会などの地域団体（地方自治法（昭和22年法律第67条）第260条の2第1項に規定する地縁による団体）、分譲集合住宅の管理組合（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条に規定する区分所有者の団体）若しくはその他市長が認める団体が所有する又は分譲集合住宅の共用部分である集会施設であること

(2) 補助対象者

補助対象施設の所有者又は分譲集合住宅の管理組合とする。但し、同一補助対象者からの申請は同一年度内1件までとする。

(3) 補助対象事業

補助対象施設内に設置されている商用電源が供給されている電気回路に対して、商用電源の停電時において、電動自動車と接続して施設内の一部の電気回路に給電するために、事前に分電盤の改修並びに電源切替器及び外部電源取込口の設置等を行うなどの外部給電・神戸モデルに対応させるための電気工事（電動自動車との接続に必要な専用の電源延長コードの作製を含む）。

(補助金の額)

第4条 市長は、補助対象事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として市長が認める経費について、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 この補助金の額等は、別表によるものとする。

(補助対象者の義務)

第5条 補助対象者の義務は、次のとおりとする。

- (1) 電気工事にあたっては、電気工事士法その他の関係法令を遵守すること
- (2) 補助対象事業の完了後は、他の団体関係者の見学受入など施設の公開、施設内外部給電設備写真の公表、広報誌等取材協力などの普及活動に、積極的に協力すること
- (3) 補助対象事業の完了後は、施設を利用する団体の会員の誰もが、停電時に外部給電を受入れてできるように、わかりやすい具体的な手順書を作成して施設内に常備すること
- (4) 補助対象事業の完了後は、年1回以上、団体会員が参加する電動自動車等からの給電受入訓練を、団体の事業計画に計上して実施すること

(補助金交付申請)

第6条 補助対象者は、補助金の交付を申請するときは、次に掲げる書類を補助金交付を受けようとする年度の2月24日(土・日・祝の場合は、その前の開庁日)までに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書(様式第1号)
- (2) 補助対象施設の建物登記事項証明書の写し(取得後3か月以内のもの)
- (3) 補助対象団体の規約・役員名簿
- (4) 補助対象事業内容のわかる図面(機器配置図、施設平面図、配線系統図)
- (5) 工事予定建物の写真(外観、工事箇所)
- (6) 施工予定業者が発行した補助対象事業の工事費用見積書の写し(内訳のわかるもの)
- (7) 宣言書
- (8) その他市長が必要と認める書類

(補助金交付申請の受付)

第7条 市長は、予算の範囲内において、前条による補助対象者からの補助金交付申請を受け付ける。

2 前項により受け付けた補助金交付申請の補助申請額の合計が予算を超える場合は、予算を超える日の申請者全員を対象として市による抽選を行い、補助金の交付予定者を決定する。

(補助金交付申請の審査及び決定)

第8条 市長は、前条による補助金交付申請を受け付けたときは、書類を審査するとともに、必要に応じて補助対象者等に対して報告を求め、又は現地調査等を行うことができるものとする。

- 2 市長は、前項の審査等により補助金等の交付を適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、補助対象者に対し、補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。
- 3 市長は、第1項の審査等により補助金等の交付を不適当と認めるときは、速やかに補助金等の交付を申請した者に対し、補助金不交付決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。
- 4 補助対象者は、第2項の決定を受けた後に、当該補助対象事業を実施しなければならない。

(補助対象事業の計画変更、中止又は廃止の承認申請)

第9条 補助対象者は、前条第2項の決定の後、次に掲げる内容について変更、中止又は廃止しようとするときは、補助対象事業計画変更等承認申請書(様式第4号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象施設の変更
- (2) 補助対象者の名称又は所在地の変更
- (3) 事業の中止又は廃止

2 市長は、前項の申請に対し、申請事項を適当と認めたときは、その旨を補助対象事業計画変更等承認書(様式第5号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金実績報告)

第10条 補助対象者は、補助対象事業が完了した日から遅滞なく、次に掲げる書類を次に掲げる書類を補助金交付を受けようとする年度の3月24日(土・日・祝の場合は、その前の開庁日)までに市長に提出しなければならない。

- (1) 実績報告書 兼 補助金請求書(様式第6号)
- (2) 補助対象事業の契約内容が確認できる書類(契約書の写し等)
- (3) 工事費用の請求書(費用内訳がわかるもの)の写し
- (4) 工事費用の領収書の写し
- (5) 工事内容のわかる図面(機器配置図、施設平面図、配線系統図)(第6条(4)と内容が変更された場合、若しくは未提出の場合)
- (6) 手動切替装置及び外部給電取込口等の設置が確認できる写真
- (7) 停電時の外部給電手順書
- (8) 啓発事業実施計画書(外部給電訓練、施設見学会などの実施時期や概要がわかるもの)
- (9) その他市長が必要と認める書類

(実績報告の審査及び補助金の交付額の確定)

第11条 市長は、前条による実績報告を受け付けたときは、書類を審査するとともに、必要に応じて補助事業者等に対して報告を求め、又は現地調査を行うことができるものとする。

2 市長は、前項の審査等により、補助金の金額を確定し、補助金交付額確定通知書(様式第7号)により通知するものとする。

(補助金の支払い)

第12条 市長は、前条第2項による補助金額の確定の後、速やかに補助対象者に対し補助金を支払うものとする。

(手続代行者)

第13条 補助対象者は、第6条、第9条及び第10条に基づく補助金交付申請について、対象工事を実施する者等(以下「手続代行者」という)に対して、これらの手続きの代行を、委任状により、委任することができる。

2 手続代行者は、委任された手続きに誠意をもって実施するものとする。

(交付決定の取消し)

第 14 条 市長は、補助金の交付決定を受けた者又は既に補助金の交付を受けた者が、次に該当することが判明したときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請によって補助を受けようとし、又は受けたとき。

(2) その他市長が補助の決定の取消の必要を認めたとき。

2 市長は第 1 項による取消しを行うときは、取り消す者に対し、交付決定取消通知書（様式第 8 号）により通知するものとする。

(補助金の返還)

第 15 条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(協力)

第 16 条 市長は、補助金交付予定者又は交付を受けた者に対し、市または市関係会議等が行う調査、普及啓発事業等について協力を求めることができる。

(紛争)

第 17 条 本事業に関する契約、工事、運転管理等に関する紛争が生じても、市は一切介入しないものとする。

(委任)

第 18 条 この要綱により定めるものの他、補助金の施行について必要な事項は、市環境局長が別にこれを定める。

附則

この要綱は、令和 2 年 6 月 23 日から施行する。

附則

(施行期日)

第 1 条 この要綱は、令和 3 年 3 月 12 日から施行する。

(施設改修)

第 2 条 補助対象者が令和 2 年度中に行った補助対象事業のうち、市が標準仕様として示した外部給電取込口および接続ケーブルの構造形式により施工した場合に限り、より安全性を高めるために市が新たに標準仕様として示した構造形式に改修施工する費用については、本要綱による補助金の対象とし、補助金額は実費全額とする。

(施設改修補助金の申請等)

第 3 条 前条の補助を受ける場合、補助対象者は改修工事を完了させた後、令和 2 年度末までに補助金交付申請書兼補助金請求書（様式第 9 号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項による申請兼請求を受け付けたときは、書類を審査の上、補助金の金額を決定し、

補助金交付額決定通知書（様式第 10 号）により通知するものとする。

3 市長は、前項による補助金の決定の後、速やかに補助対象者に対し補助金を支払うものとする。

別表 補助金の額等

補 助 対 象	補助金額※	補助金の上限額
外部給電・神戸モデルに対応する施設内の電気 工事に要する費用	補助対象費用 の 2/3	20 万円

※消費税を含む。千円未満は切り捨てるものとする。

附則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 4 年 6 月 16 日から施行する。

年 月 日

神戸市長 へ

外部給電・神戸モデル対応化電気工事費補助金交付申請書

外部給電・神戸モデル対応化電気工事費補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

1 申請者（補助対象者）

(1) 住所	〒		
(2) 団体名	フリガナ		
(3) 代表者 役職・氏名	フリガナ		
(4) 電話番号	— —	F A X	— —

2 申請書に関する連絡先

(1) 担当者名	フリガナ		
(2) 連絡先	電話	— —	F A X — —
(3) メールアドレス			

3 工事に関する事項

(1) 工事建物の名称	
(2) 工事建物の概要	(不動産番号) (所在地) 〒 (所有者)
(3) 工事期間(予定)	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
(4) 工事請負業者	(住所) 〒 (業者名)
(5) 工事費見積額(予定)※	¥ 円 (消費税込)

※外部給電・神戸モデルに対応する施設内の電気工事に要する費用(消費税込)

4 補助金額に関する事項

(1)申請額(予定)※	円	※外部給電・神戸モデルに対応する施設内の電気工事に要する費用(税込)の2/3(千円未満切り捨て。上限20万円)
-------------	---	---------------------------------------------------------

5 申請要件等の確認

- ① 当団体は、補助対象施設を処分制限期間内に処分する場合、市の承認を受け、指示された補助金額を返納します。
- ② 当団体は、「6 暴力団排除に関する誓約事項」について誓約します。
- ③ 当団体は、本申請により市が入手する個人情報に関し、本補助金の目的の範囲内で使用されることを了承します。
- ④ 当団体は、外部給電・神戸モデルの普及のため、添付の宣言書のとおり、情報発信や外部給電訓練に積極的に協力します。
- ⑤ 当団体は、市等が行う調査、普及啓発事業等に協力します。
- ⑥ 当団体は、申請書の記載内容が間違っていた場合、その内容が軽微なものである場合には、市が修正することを了承します。

以上の内容について了承します。

申請者

団体名

代表者役職・氏名

6 暴力団排除に関する誓約事項

当団体は補助金の交付の申請をするにあたって、また補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるとき又は法人等の役員等(個人であるときはその者、法人である場合は役員、団体であるときは代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員を言う。以下同じ。)であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜等を供与するなど直積的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

7 添付書類等

- (1) 補助対象施設の建物登記事項証明書の写し(取得後3か月以内のもの)※
- (2) 補助対象団体の規約・役員名簿(取得後3か月以内のもの)
- (3) 補助対象事業内容のわかる図面(機器配置図、施設平面図、配線系統図)
- (4) 工事予定建物の写真(外観、工事箇所)
- (5) 施工予定業者が発行した補助対象事業の工事費用見積書の写し(内訳のわかるもの)
- (6) 宣言書
- (7) その他市長が必要と認める書類

宣 言 書

当団体は、外部給電・神戸モデルに関する事業の趣旨・目的を理解し、当該補助対象事業の完了後には、以下の事項について実施することを宣言します。

- 1 外部給電・神戸モデル普及のため、情報発信や外部給電訓練に積極的に協力します。
- 2 他の団体関係者の見学受入など施設の公開、施設内外部給電設備写真の公表、広報誌等取材協力などの普及活動に、積極的に協力します。
- 3 施設を利用する団体の会員の誰もが、停電時に外部給電を受入れできるように、わかりやすい具体的な手順書を作成して施設内に常備します。
- 4 年1回以上、団体会員が参加する電動自動車等からの給電受入訓練を、団体の事業計画に計上して実施します。

年 月 日

申請者（補助対象者）

団体名

代表者役職・氏名

(様式第2号)

(公印省略)

第 号

年 月 日

様

神戸市長

外部給電・神戸モデル対応化電気工事費補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった外部給電・神戸モデル対応化電気工事費補助金については、下記のとおり交付することを決定したので、外部給電・神戸モデル対応化電気工事費補助金交付要綱第8条第2項の規定に基づき通知します。

記

- 1 補助対象事業に対する補助金の額は、次のとおりとする。ただし、補助対象事業の内容の変更により当該事業に要する経費が変更された場合において補助金の額に変更が生じたときは別に通知する。

補助金の額 金

円

- 2 補助事業者は、神戸市補助金等の交付に関する規則及び外部給電・神戸モデル対応化電気工事費補助金交付要綱を遵守しなければならない。

(様式第3号)

(公印省略)

第 号

年 月 日

様

神戸市長

外部給電・神戸モデル対応化電気工事費補助金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった外部給電・神戸モデル対応化電気工事費補助金については、下記のとおり不交付とすることを決定したので、外部給電・神戸モデル対応化電気工事費補助金交付要綱第8条第3項の規定に基づき通知します。

記

1 不交付とする理由

2 その他

神戸市長 あて

外部給電・神戸モデル対応化電気工事費補助金 補助対象事業計画変更等承認申請書

外部給電・神戸モデル対応化電気工事費補助金について、交付申請の内容を下記のとおり変更したので、外部給電・神戸モデル対応化電気工事費補助交付要綱第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり承認を申請します。

申請を行う事業の補助金 交付決定番号	神	号（交付決定通知日	年	月	日）
-----------------------	---	-----------	---	---	----

1 申請者（補助対象者）

(1)住所	〒		
(2)団体名	フリガナ		
(3)代表者 役職・氏名	フリガナ		
(4)電話番号	— —	F A X	— —

2 変更等の内容

変更事項	変更前	変更後

3 変更等を必要とする理由

(注意事項)

- 交付決定を受けた補助金額の変更を伴う場合は、その旨も併せて記載してください。
- 交付申請に添付した書類のうち変更のあるものは、変更後の書類を添付してください。

様

神戸市長

外部給電・神戸モデル対応化電気工事費補助金 補助対象事業計画変更等承認書

年 月 日付で申請のあった外部給電・神戸モデル対応化電気工事費補助金に係る補助対象事業計画変更等承認申請書について、外部給電・神戸モデル対応化電気工事費補助金交付要綱第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり事業計画の変更等を承認します。

記

1 承認する変更等の内容

変更事項	変更前	変更後

2 その他

年 月 日

神戸市長 あて

外部給電・神戸モデル対応化電気工事費補助金 実績報告書 兼 補助金請求書

外部給電・神戸モデル対応化電気工事費補助金交付要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

実績報告を行う事業の 交付決定番号	神	号 (交付決定通知日	年	月	日)
----------------------	---	------------	---	---	----

1 申請者 (補助事業者)

(1)住所	〒				
(2)団体名	フリガナ				
(3)代表者 役職・氏名	フリガナ				
(4)電話番号	—	—	F A X	—	—

2 申請書に関する連絡先

(1)担当者名	フリガナ				
(2)連絡先	電話	—	—	F A X	—
(3)メールアドレス					

3 工事に関する事項

(1)工事建物の名称	
(2)工事建物の概要	(不動産番号) (所 在)〒 (所有者)
(3)工事完成日	令和 年 月 日
(4)工事請負業者	(住 所)〒 (業者名)
(5)工事金額 (※1)	¥ 円 (消費税込 別紙に明細も記入してください)

※1 外部給電・神戸モデルに対応する施設内の電気工事に要した費用(消費税込)

4 補助金額に関する事項

(1) 申請額 (※2)	円
--------------	---

※2 外部給電・神戸モデルに対応する施設内の電気工事に要した費用(税込)の2/3
(千円未満切り捨て。上限20万円)

5 添付書類等

- (1) 補助対象事業の契約内容が確認できる書類 (契約書の写し等)
- (2) 工事費用の請求書 (費用内訳のわかるもの) の写し
- (3) 工事費用の領収書の写し
- (4) 工事内容のわかる図面 (機器配置図、施設平面図、配線系統図)
(第6条(4)と内容が変更された場合、若しくは未提出の場合)
- (5) 手動切替装置及び外部給電取込口等の設置が確認できる写真
- (6) 停電時の外部給電手順書
- (7) 啓発事業実施計画書 (外部給電訓練、施設見学会などの実施時期や概要がわかるもの)
- (8) その他市長が必要と認める書類

6 補助金振込先に関する事項 (補助金請求書)

請求額							円
-----	--	--	--	--	--	--	---

(1) 口座名義	フリガナ							
(2) 金融機関	(銀行名)	(店名)						
(3) 口座番号	普通 ・ 当座 ・ 貯蓄 (当てはまるものに○)							
							右詰で記入してください	

※口座名義人と補助対象者の氏名とは同一であること。

※氏名、住所及び印については、補助金交付申請書のものと同ーとすること。

※ゆうちょ銀行の振込用口座番号は通常の口座番号と異なるため、郵便局に確認のうえ、記入すること。

※口座名義が異なる口座への振込む場合は、受領委任状兼口座指定書を併せて提出すること。

(様式第7号)

(公 印 省 略)
第 号
年 月 日

様

神 戸 市 長

外部給電・神戸モデル対応化電気工事費補助金
補助金交付額確定通知書

年 月 日付神 第 号で交付決定を行った外部給電・神戸
モデル対応化電気工事費補助金に係る補助対象事業について、補助金の額を確定しまし
たので、外部給電・神戸モデル対応化電気工事費補助金交付要綱第11条第2項の規定
に基づき、下記のとおり通知します。

記

- 1 補助金の額は次のとおりとする。

補助金の額 金 円

(様式第 8 号)

(公 印 省 略)
第 号
年 月 日

様

神 戸 市 長

外部給電・神戸モデル対応化電気工事費補助金
交付決定取消通知書

年 月 日付で交付決定した外部給電・神戸モデル対応化電気工事費補助金に係る下記事業については、交付決定を取り消しましたので外部給電・神戸モデル対応化電気工事費補助金交付要綱第 1 4 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1 補助事業者名

2 補助金の返還額

円

3 取消の理由

4 その他

(1) 市長が算出した補助金の返還額について、市長からの請求があった場合は、速やかに補助金の返還を行うこと。

(様式第9号)

年 月 日

神戸市長 あて

外部給電・神戸モデル改修工事費補助金交付申請書 兼 補助金請求書

外部給電・神戸モデル対応化電気工事費補助金要綱附則第3条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

1 申請者（補助対象者）

(2) 住所	〒		
(2) 団体名	フカナ		
(3) 代表者 役職・氏名	フカナ		
(4) 電話番号	— —	F A X	— —

2 施設情報

(1) 施設の名称	
(2) 施設の所在地	〒 —

3 改修工事の内容

<p>○施設の外部給電取込口をコンセントから埋込型プラグに改修</p> <p>○電源（電動自動車、可搬式発電機など）と施設の外部給電取込口を接続させるケーブルについて、前述の埋込型プラグに対応させるための改修</p>

4 補助金額に関する事項

申請額※	円	※改修費用の実費とする
------	---	-------------

5 添付書類等

- (1) 工事費用の請求書（費用内訳のわかるもの）の写し
- (2) 工事費用の領収書の写し
- (3) 工事内容のわかる資料（図面、写真等）

6 補助金振込先に関する事項 (補助金請求書)

請求額											円
-----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

(1) 口座名義	フリガナ										
(2) 金融機関	(銀行名)					(店名)					
(3) 口座番号	普通 ・ 当座 ・ 貯蓄 (当てはまるものに○)										

※口座名義人と補助対象者の氏名とは同一であること。

※ゆうちょ銀行の振込用口座番号は通常の口座番号と異なるため、郵便局に確認のうえ、記入すること。

※口座名義が異なる口座への振込む場合は、受領委任状兼口座指定書を併せて提出すること。

様

神戸市長

外部給電・神戸モデル改修工事費補助金
補助金交付額決定通知書

年 月 日付で申請のあった外部給電・神戸モデル改修工事費補助金については、下記のとおり交付することを決定したので、外部給電・神戸モデル対応化電気工事費補助金交付要綱附則第 3 条第 2 項の規定に基づき通知します。

記

- 1 補助金の額は次のとおりとする。

補助金の額 金 円